選挙運動用自動車の一般運送契約（ハイヤー方式）

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約

２　台　数　　　　　台

３　車種及び自動車登録番号又は車両番号

４　契約期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　（　　　日間）

５　契約金額（税込）　　　　　　　　　円（１日あたり単価（税込）　　　　　　　円×　　　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車賃貸借契約書

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の賃貸借

２　台　数　　　　台

３　車種及び自動車登録番号又は車両番号

４　契約期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　（　　　日間）

５　契約金額（税込）　　　　　　　　　円（１日あたり単価（税込）　　　　　　　円×　　　日間）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

２　契約期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　（　　　日間）

３　供給場所　所在地

名　称

４　燃料の供給を受ける選挙用自動車の登録番号又は車両番号

５　契約単価（税込）　　　　　　円（１ℓあたり単価（税込））

契約期間中の総使用金額（見込）　　　　　　　　　円

（　　　　　　円（１ℓあたり単価（税込））　×　　　　　　　ℓ（期間中の予定数量））

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第141条の規定に基づく選挙運動用自動車の運転業務

２　契約期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　（　　　日間）

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円（１日あたり　　　　　　円×　　　日間）

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第142条の規定に定める選挙運動用ビラの作成

２　数　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

（１枚あたり単価（税込）　　　　　円　　　　銭×　　　　　　　　枚）

４　納入期限　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスター作成契約書

入善町議会議員（入善町長）選挙候補者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第143条の規定に定める選挙運動用ポスターの作成

２　数　量　　　　　　　枚

３　契約金額（税込）　　　　　　　　　円

（１枚あたり単価（税込）　　　　　　円　　　銭×　　　　　　枚）

４　納入期限　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、入善町議会議員及び入善町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第12条の規定に基づき入善町長に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、入善町長に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、入善町長には請求ができない。

契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　入善町議会議員（入善町長）選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印